

# 温室効果ガス削減目標はどうなるのか

昨年9月に閣僚級会議であるエネルギー・環境会議が『革新的エネルギー・環境戦略』を発表し、これを受けて環境省では、昨年末までに京都議定書目標達成計画の後継計画を策定発表すると言っていました。が、ご承知のとおり政権交替により、その方向性も揺らぎ、現時点では、今秋頃に発表すると計画発表が延期されました。

これに連動し、現在検討されている「地方公共団体実行計画(区域施策編)策定マニュアル」の改定も延期されており、いつ発表されるのかも、定まっていないようです。

⇒[http://www.env.go.jp/earth/ondanka/sakutei\\_manual/kaitei\\_comm-kuiki/com04.html](http://www.env.go.jp/earth/ondanka/sakutei_manual/kaitei_comm-kuiki/com04.html)

## 地方公共団体実行計画(区域施策編)策定マニュアル改定の要点

### 【全体】

- 京都議定書目標達成計画の後継となる「2013年以降の地球温暖化対策の計画」を踏まえた修正(※現時点ではペンディング)
- 前回の検討(2008年)以降の各種の検討結果(環境省における地域づくりWGなど)や、新たな制度の導入・知見の充実を踏まえた記述の追加
- 東日本大震災や福島第一原発事故の発生、国際交渉結果など、状況の変化を踏まえた修正
- 2050年における持続可能な活力ある地域づくりを実現するため、地域の低炭素化が、防災や健康、インフラ整備の観点から様々なコベネフィットを有するという観点の追加
- 地域特性や地域の実情・ニーズを踏まえた、多様な選択肢の提供、分かりやすい構成・記述の工夫

### 【第一章】(実行計画策定の背景・意義と持続可能な将来像)

- 昨今の状況を踏まえた、温暖化対策を巡る国外・国内の状況のリバイス
- 「1.3 低炭素化を軸とした持続可能な地域づくりの将来像」を新規に追加し、2050年の日本(人口減少・超高齢化)を見据え、地域の低炭素化による持続可能な活力ある地域づくりを提案

### 【第二章】(現況推計)

- 現況推計の手法について、地域特性に応じたフローチャートを作成
- ①間接的な排出量の考え方や②温対法上の算定・報告・公表制度を利用した排出量の算出、③森林吸収源の算定方法、④要因分析など、新たな知見を追記
- 各種推計方法の見直し(按分法・積上法の細分化/C法の削除)

### 【第三章】(将来推計・目標設定)

- 計画期間を修正(短期2020年、中期2030年、長期2050年)
- 総量目標を前提としつつ、地域特性に応じた様々な目標設定の手法(簡易な総量目標・部門別目標・事業量目標・原単位目標)を提示し、柔軟な目標設定を可能に

### 【第四章】(対策・施策)

#### (全体)

- バラバラであった構成を、以下の2つの枠組みに統一(章や節により多少の違いあり)。
  - ①対策・施策を取り組むにあたっての背景・意義
    - 対策・施策の定義、取り組む意義
    - (京都議定書後継)計画等における位置づけ
    - 国際的な動向と我が国の状況
  - ②対策・施策の検討
    - 目指すべき将来像の検討
    - 施策立案にあたっての視点
    - 対策・施策の整理表
- これまでの4分野に加え、新たに「適応」を新たな分野として追加
  - (4.1 再生可能エネルギーの利用促進)
    - 東日本大震災や福島第一原発事故を踏まえた地域主導のエネルギー政策の推進の視点を強化
    - 固定価格買取制度や新たな再エネ導入目標等を追記

(4.2 区域の事業者・住民の活動促進)

- 行政担当者の視点を重視し、これまで部門別だった記述を、施策の種類別に具体的施策案として整理
- 規制的手法、財政的手法、経済的手法、自主的手法、情報発信・普及啓発、その他

(4.3 地域環境の整備及び改善)

- 「土地利用・交通分野」を全体の取組に共通する基盤分野とし、これまでの「地区・街区分野」「緑地保全」に加え、新たに「物流対策」を追記
- 「土地利用・交通分野」「地区・街区分野」において、これまでの環境省の検討結果を踏まえ、推計手法について言及するとともに、計画策定／制度／資金調達／人づくりの観点からそれぞれ課題と解決策を提示
- 「緑地保全」に、新たに「森林整備」の観点を追記

(4.4 循環型社会の形成)

- 循環基本計画の改定を踏まえ、地域循環圏の類型ごとの取組や、地域循環圏の構築のための計画策定支援などを記載

(4.5 適応)

- 今後、政府として適応計画の策定を行うことを踏まえ、新たな任意の記載事項として、適応策を追記

**【第五章】(対策・施策総括表とロードマップ)**

- 対策・施策総括表とロードマップの関係性を明確化

**【第六章】(計画立案・推進体制・進捗管理(PDCA))**

- 計画立案、推進体制、進捗管理における自治体の具体例を追加
- 様々な指標の考え方や例を追記

以上

■今年、実行計画を策定する自治体の温室効果ガス排出量の削減目標は？

国の目標値が定まらない中で、自分たちの目標値をどうやって設定すべきか。悩む自治体も少なくない。

答えは、『国の施策を考慮しつつ、地域の実情に則して目標を定める』である。

都道府県や政令市であれば国の施策と連動させた目標値を政策目標として設定しているケースが多いが、その他の市区町村では地域住民や事業者と共に省エネや節電、温室効果ガス排出量の削減に取り組んでいくため、現実的な数値目標にせざるを得ない。自立・分散型エネルギーシステムを確立する時代なのだから、地域の実情を踏まえた目標を設定し、意欲的に取り組んでいくべきだろう。

(平成 25 年 2 月 鈴木明彦)

株式会社 知識経営研究所

〒106-0045 東京都港区麻布十番 2-11-5 麻布新和ビル 4F

TEL: 03-5442-8421

FAX: 03-5442-8422

Eメール: info@kmri.co.jp

## 以下は、株式会社パデセア社からのメルマガです。

### 2013年のエネルギー・環境面における主な動き

#### —エネルギー基本計画改定、温室効果ガス削減目標見直し等—

昨年末の政権交代により、日本のエネルギー政策の見直しが計画されています。

2013年中に予想されるエネルギー政策見直し、温室効果ガス削減目標見直しやその他環境施策について主な動きを見てみましょう。

#### 1. エネルギー基本計画の改訂

エネルギー基本計画は、日本のエネルギー戦略の方向性を示すものです。3年ごとに見直し・改定されることになっています。現行計画は平成22年6月に第二次改定されたもので、今年が改定年に当たっています。現行計画は、原発を積極的に推進し2020年までに9基の原子力発電所の新增設を前提としています。しかし福島第一原子力発電所の事故を受け、前政権はエネルギー基本計画の見直しを進め、昨年9月に「2030年代に原発稼働ゼロを目指す」とする戦略をまとめました。本来ならこの内容が新しいエネルギー基本計画の基になるはずでしたが、政権が交代したことで見直しが計画されています。新政権を担う自民党は、原発再稼働は順次判断し、全ての原発について3年以内に結論を出し、「10年以内に電源構成のベストミックスを確立する」ことを公約とし、事実上原発を維持する方針を掲げています。

一方、エネルギー基本計画に影響をもたらすのは、原発再稼働の問題です。原子力規制委員会では、地震や津波、火災、テロなどに対する原発の新安全基準の策定を進め、今年の7月施行を予定しています。現在停止中の原発を再稼働するには、各原発ごとに新安全基準に照らした規制委員会の審査を受ける必要があります。また、敦賀、大飯などの原発では活断層調査が進められており、調査の結果次第では廃炉の可能性も予断できません。

新しいエネルギー基本計画はこれらのことを総合して改定されるものと思われます。

#### 2. 温室効果ガス削減目標の見直し

エネルギー基本計画は、日本の温室効果ガス削減目標値にも大きな影響を与えます。日本は2013年以降、延長した京都議定書には参加せず、自主的な目標を掲げて温室効果ガス排出削減を継続することになります。現行の国際公約「2020年までに1990年比25%削減」の達成は原発9基の新增設を前提としていますが、原発事故を受けてCO<sub>2</sub>の排出量の多い火力発電所の依存度が高まっています。エネルギー基本計画の見直しと並行して、現政権は25%削減目標を見直し、新しい目標設定を進める方針です。

昨年11～12月に気候変動枠組条約第18回締約国会議(COP18)が開催され、京都議定書の2020年までの延長、アメリカや中国を含む新しい国際的枠組を2020年に発効することについて合意されました。今年から2020年以降の枠組みをつくること、2020年までの温室効果ガス削減目標の検討が始まります。今年11月にポーランド・ワルシャワでCOP19開催が予定されています。日本の国際交渉で発言力を高めるには、国際社会を納得させる削減目標を示すことが必要です。このような状況のなかで、日本の削減目標値をどのように設定するのか注目したいと思います。

今年9月には、IPCC第1作業部会が第5次評価報告書を発表する予定となっています。気候変動に対して自然科学的知見の報告が期待されます。

#### 3. 小型家電リサイクル法の施行

昨年8月10日に公布された小型家電リサイクル法が4月1日から施行されます。家電リサイクル法の対象となっていない使用済みのデジカメ、携帯電話、ゲーム機、パソコン、プリンター、電子レンジなど96品目が対象となります。「都市鉱山」とも呼ばれるこれら

の小型家電に含まれる鉄やアルミニウムのほか、貴金属やレアメタル(希少金属)、レアアース(希土類)などの金属資源を回収し、適正なリサイクルを行っていくことを目的としています。市町村が使用済み小型家電を回収し、国が認定した認定事業者が回収・リサイクルする仕組みです。

また、今年には2015年の施行を目指し、家電リサイクル法、容器包装リサイクル法、食品リサイクル法の見直し審議が始まります。

#### 4. 水俣条約の採択

水銀による環境汚染や健康被害を防ぐ条約制定に向けた国連の政府間交渉で、水銀の輸出入規制等を柱とする「水銀に関する水俣条約」案が2013年1月に合意されました。10月に熊本県で開かれる国際会議で採択の予定です。条約の発効は2018年頃の見通しです。

今年には、政権交代により原発稼働を含めたエネルギー政策の見直しや関連して温室効果ガス削減目標の見直しが行われます。今後の日本の方向性を決める重要な年になりそうです。

以上

文責 黒柳 要次

P. D. C. A. (株)パデセア

千代田区麴町 2-12-1 グレンパーク半蔵門 303

TEL 03-5226-6721 FAX 03-5226-6723

e-mail : [info@pdca.co.jp](mailto:info@pdca.co.jp) <http://pdca.co.jp/>